

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和3年11月11日(木)

開会 午前11時

閉会 午前11時30分

場所 みよし市役所5階 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

委員長	青木敏郎	委員	鈴木武久
職務代理者	深谷重穂	委員	三井哲

(書記)

総務部部長(書記長)	清水創一	総務課主任主査(書記)	窪田大輔
総務部次長(書記)	小野田浩司	総務課主査(書記)	横田竜一
総務部副参事(書記)	服部誠	総務課主事(書記)	倉内菜穂
総務課副主幹(書記)	鈴木正康		

公開の状況 公開

傍聴者 1人

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

- ア 選挙時登録資格要件
- イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)

(2) 選挙管理委員会告示について

- ア ポスター掲示場の設置場所について
- イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
- ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- エ 期日前投票所の場所について
- オ 投票所の場所について
- カ 開票の場所及び日時について
- キ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任について
- ク 投票管理者、同職務代理者の選任について
- ケ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について

3 その他

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する方がおみえになりましたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに青木委員長より挨拶をお願いします。</p>
青木委員長	<p>&lt; 挨拶 &gt;</p>
小野田書記	<p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p>
青木委員長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。</p>
横田書記	<p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について事務局より説明いたします。1ページを御覧ください。こちらが今回の選挙時登録における資格要件になります。</p> <p>1 基準日及び登録日は、令和3年11月11日（木）、本日となります。</p> <p>2 登録要件は、（1）（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、選挙期日である11月21日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア 令和3年8月11日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で令和3年7月11日から令和3年11月10日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者、となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>3 抹消者については、（1）から（3）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（1）は、令和3年7月10日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>4 その他「転出者」で表示される者とは、選挙人名簿に「転出者」と表示される者のことで、令和3年7月11日以降の転出者となります。先程の2登録要件の（2）住所要件「イ」で触れた、本市から転</p>

	<p>出しましたが転出後4か月以内の者となります。</p> <p>続きまして2ページを御覧ください。こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和3年11月11日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,716人、女23,560人であり、合計48,276人となります。</p> <p>以下、3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは投票区ごとの前回の衆議院議員総選挙の際の選挙議登録との増減表、5ページは世代ごとの内訳表となっております。以上が事務局からの説明となります。</p>
青木委員長	<p>ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。</p>
三井委員	<p>資料4ページに表において、黒笹が前回の登録から今回の登録までの約1か月の間に24人も増えておりますが、これはどうしてでしょうか。</p>
横田書記	<p>おそらくですが、黒笹に関しては、黒笹山手の開発がありましたのでその関係ではないかと思えます。西部に関しては、明確な理由については分かりません。4月の転入出が登録に反映される9月の定時登録であれば、理由が明確なのですが、このようなタイミングですと、理由を明確にすることは難しくなります。</p>
青木委員長	<p>他に質問はないでしょうか。それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（1）選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。</p>
	<p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
青木委員長	<p>御異議ないようですので、議題（1）選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。続きまして、議題（2）選挙管理委員会告示について、事務局より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>愛知県議会みよし市選出議員補欠選挙に係る選挙管理委員会告示について、説明をさせていただきます。</p> <p>資料は6ページからになります。告示第20号になります。令和3年11月21日執行予定の愛知県議会みよし市選出議員補欠選挙における公職選挙法第144条の2第8項の規定によるポスター掲示場についての告示でございます。ポスター掲示場につきましては、設置をしたら直ちに告示をするという規定となっております。7ページ、8</p>

ページに今回の選挙におけるポスター掲示場の一覧表を載せさせていただいております。こちらの内容については、先の衆議院議員総選挙の会議の中でお示しさせていただいた箇所と同様になります。

次に9ページを御覧ください。告示の第21号となります。今回の選挙時登録における、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数の告示となります。今回登録者数が48,276人となりますので、これを50で割ると、965.52となりますので、50分の1の数は966ということで告示をさせていただきます。

10ページを御覧ください。告示の第22号となります。同じく今回の選挙時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示となります。今回登録者数の48,276人を3で割った16,092ということで告示をさせていただきます。

11ページを御覧ください。告示の第23号でございます。今回の補欠選挙における期日前投票所の場所の告示となります。期日前投票所につきましては、前回の衆議院議員総選挙と同様でみよし市役所ということで告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第24号でございます。今回の補欠選挙における投票所の告示となっております。こちらも前回の衆議院議員総選挙と同様で、市内8箇所の投票所を一覧のとおり告示をさせていただきます。

12ページに移ります。告示の第25号でございます。今回の補欠選挙における開票の場所及び日時の告示となります。場所については三好公園総合体育館、日時につきましては令和3年11月21日午後9時10分開票開始ということで告示をさせていただきます。

13ページに移りまして、告示の第26号となります。今回補欠選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。それぞれの職務を行う日と、氏名、住所を記載させていただいております。こちらの投票管理者及び職務代理人につきましては、市の職員を充てさせていただいております。

14ページに移りまして、告示の第27号となります。今回の補欠選挙の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示となります。それぞれ8投票区につきまして、投票管理者及び職務代理人を選任させていただいております。なお、投票管理者及び職務代理人につきましては、期日前投票所と同様、市の職員を充てております。

15ページに移りまして、告示の第28号でございます。今回の補欠選挙の投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために

行うくじの日時及び場所の告示です。今回の補欠選挙の立候補の届出は、明日、午後8時30分から午後5時までとなりますので、その結果をもって、市役所において投票所に掲示する氏名等掲載の順序をくじで決めることとなっております。日時については、明日午後6時にみよし市役所3階301会議室でくじを行いたいと思います。また、委員の皆様にも、くじの実施について御出席をお願いしたいと思いますので、併せてよろしくお願ひいたします。なお、選挙公報のくじに関する告示について、こちらは、愛知県選挙管理委員会において告示を行うこととなりますが、くじは、みよし市において行うことになり、氏名掲示のくじの前の午後5時30分から、市役所3階301会議室で行いますので、こちらにつきましても出席をお願いしたいと思います。以上で説明とさせていただきます。

青木委員長

ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。

御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（2）選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議ないようですので、議題（2）選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。

それでは、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日はお疲れ様でした。